

令和4年(2022年)版

# 少年非行の概況



山口県警察本部

# も く じ

1	はじめに	-1-
2	非行少年の検挙・補導状況	
(1)	全国	-2-
(2)	山口県	-3-
(3)	少年の占める割合	-4-
3	刑法犯少年（山口県）	
(1)	包括罪種別検挙・補導状況	-5-
(2)	学職別検挙・補導状況	-6-
(3)	凶悪犯・粗暴犯	-7-
(4)	窃盗犯	-8-
(5)	初発型非行	-9-
4	特別法犯少年（山口県）	
(1)	法令別検挙・補導状況	-10-
(2)	学職別検挙・補導状況	-11-
5	不良行為少年（山口県）	-12-
6	被害少年（山口県）	
(1)	刑法犯被害少年	-13-
(2)	福祉犯被害少年	-14-
7	ネット問題事案の現状	-15-
8	校内暴力事件の発生状況	-16-
9	児童虐待事案の推移	-17-
10	地域と歩む少年警察ボランティア	-18-
11	Let's チャレンジ！少年セーフティリーダーズ	-19-
12	活躍中！少年安全サポーター	-19-
13	警察署別非行少年検挙・補導状況	-20-
14	薬物乱用防止活動の推進	-21-
15	おわりに	-21-

**巻末付録「少年警察補導員カオリの事件簿**

**SNSの落とし穴～相談相手は誘拐犯～**」

# 1 はじめに

## 令和3年中の少年非行情勢

令和3年中における全国の少年非行情勢は、刑法犯少年が18年連続して減少、特別法犯少年は3年ぶりに減少しています。

一方、SNSに起因する犯罪被害が低年齢層にまで拡大しているほか、うそ電話詐欺への加担や大麻等の薬物乱用等も顕著であり、非行防止と被害防止の両面での対策が課題となっています。

山口県内では、刑法犯少年は6年連続して減少するも、特別法犯少年は2年ぶりに増加しており、非行少年全体では6年ぶりに増加に転じています。

刑法犯で検挙された犯罪少年の人員・少年人口の推移（山口県）



### この資料の用語の説明

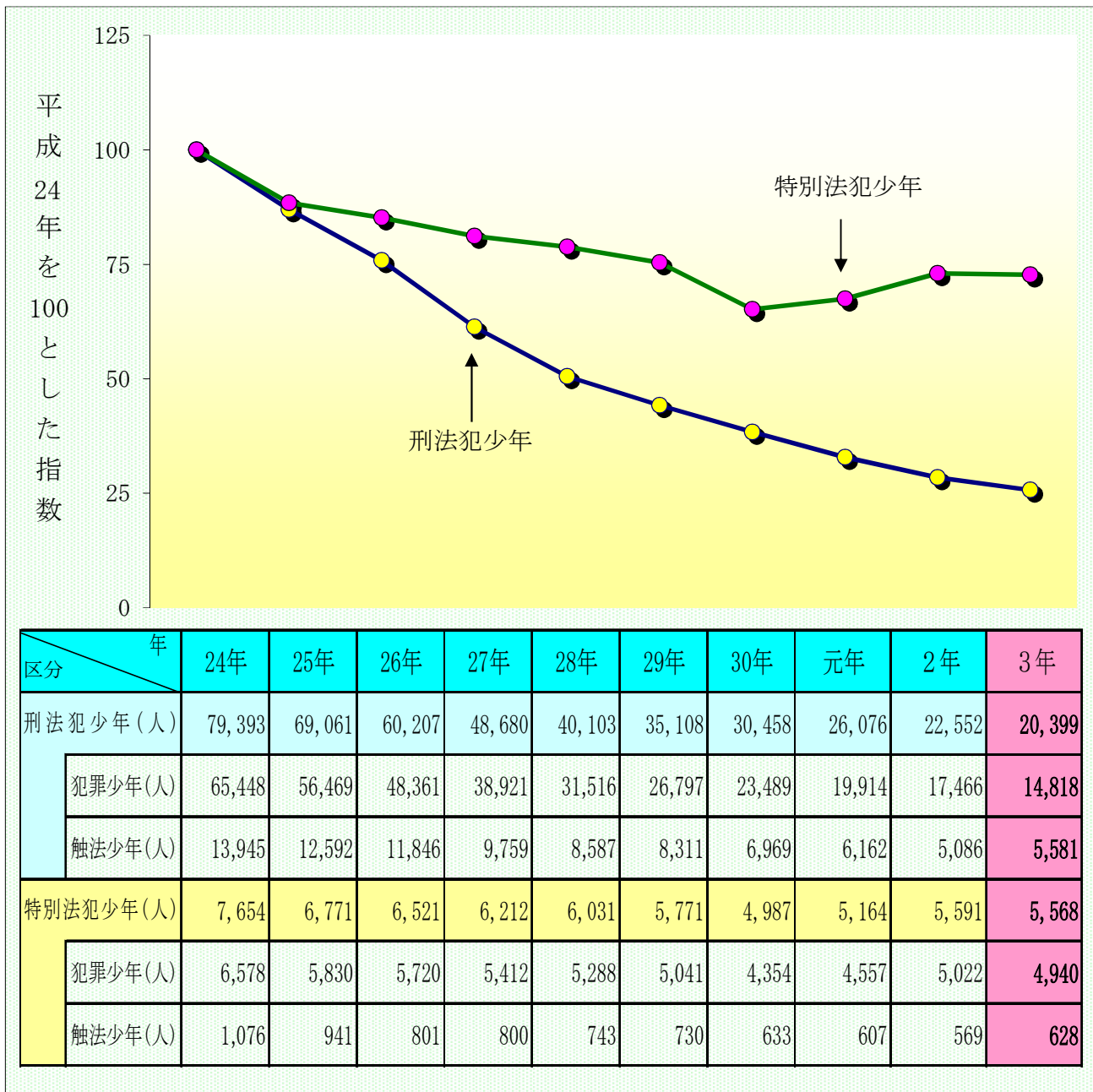
少年	～	20歳未満の者
犯罪少年	～	罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
触法少年	～	刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
ぐ犯少年	～	性格、行状又は環境から判断し、将来罪を犯すおそれのある少年
非行少年	～	犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年
不良行為少年	～	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
被害少年	～	犯罪その他少年の健全育成を阻害する行為により被害を受けた少年
刑法犯少年	～	犯罪・触法少年のうち、刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係る刑法第211条の罪を除く。）で検挙・補導した少年
特別法犯少年	～	犯罪・触法少年のうち、刑法、自動車運転処罰法に規定する罪及び交通法令関係以外の罪で検挙・補導された少年
検挙・補導人員	～	検挙人員（警察において検挙した事件の被疑者の数）、補導人員（警察で触法少年として補導した人員）
凶悪犯・粗暴犯	～	凶悪犯（殺人、強盗、放火、強制性交等）、粗暴犯（凶器準備集合、暴行・傷害、脅迫、恐喝）
初発型非行	～	単純な動機から安易に行われることが多い、万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領の総称

※ 本資料中の図表による構成比については、四捨五入の関係で合計数値と内訳の数値の計が一致しない場合がある。

## 2 非行少年の検挙・補導状況

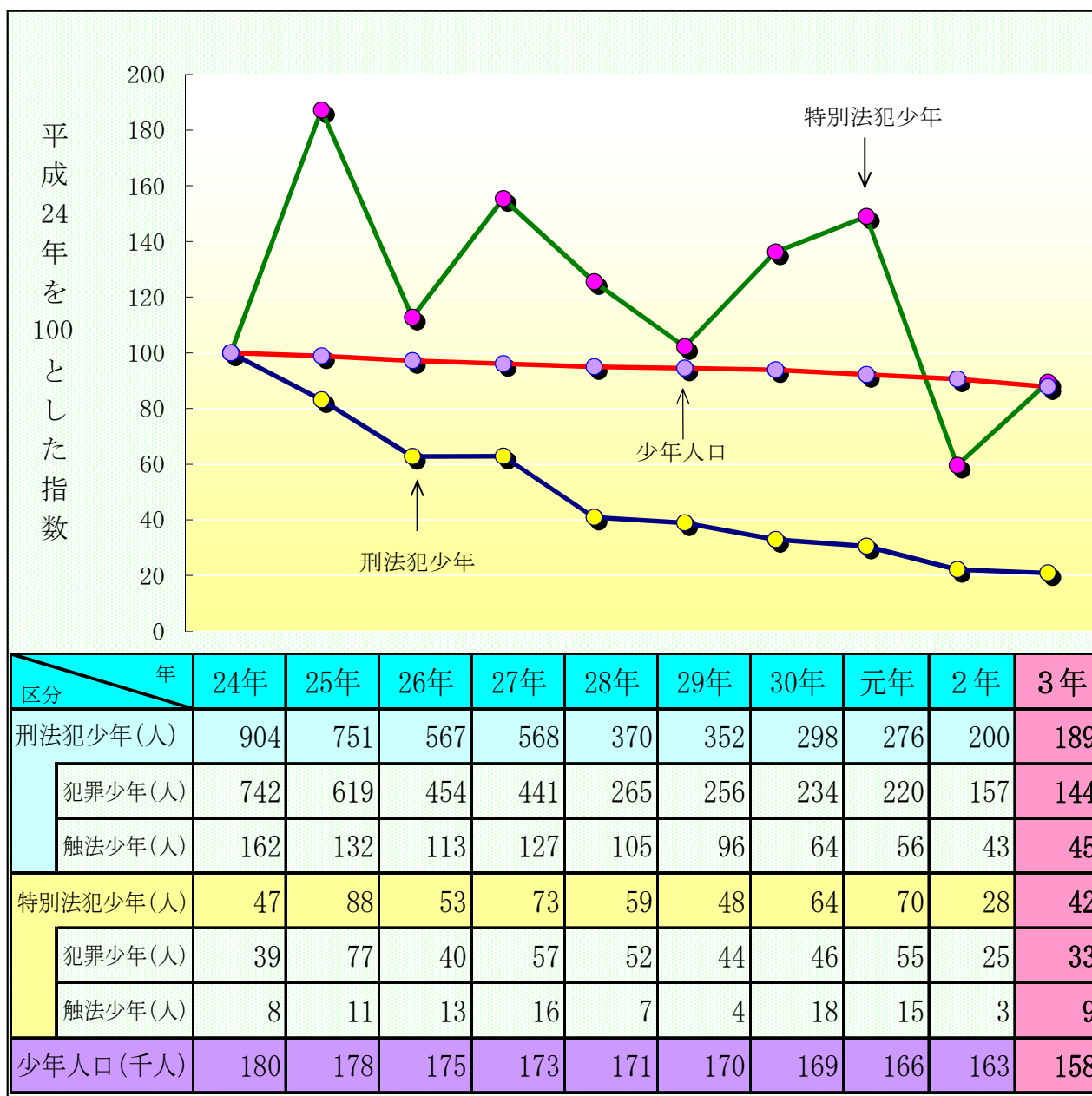
### (1) 全国

- 刑法犯少年は2万399人（前年比2,153人：9.5%減）で、18年連続して減少しています。
- 特別法犯少年は5,568人（前年比23人：0.4%減）で、3年ぶりに減少しています。



## (2) 山口県

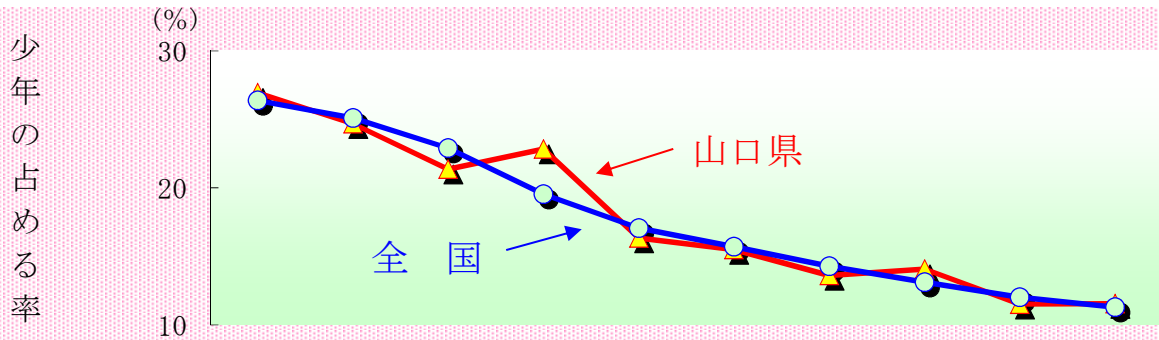
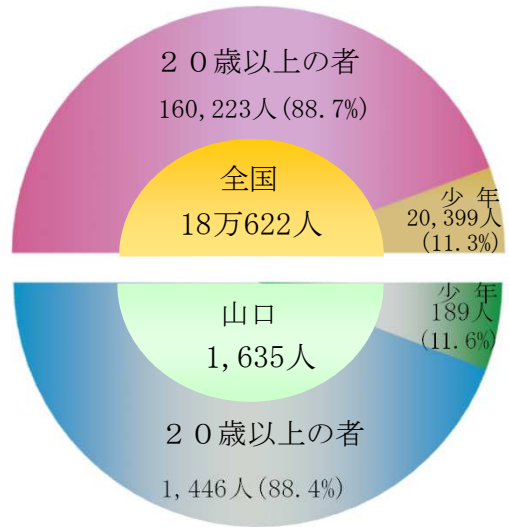
- 刑法犯少年は189人（前年比11人：5.5%減）で、6年連続して減少しています。
- 特別法犯少年は42人（前年比14人：50.0%増）で、2年ぶりに増加しています。



(注) 本表における少年人口は、6歳から19歳までの少年で、令和2年国勢調査に基づく推計人

### (3) 少年の占める割合

- 全国における刑法犯の検挙・補導人員（20歳以上の者を含む。）に占める少年の割合は、11.3%となっています。
- 山口県における刑法犯の検挙・補導人員（20歳以上の者を含む。）に占める少年の割合は、全国とほぼ水準で11.6%となっています。



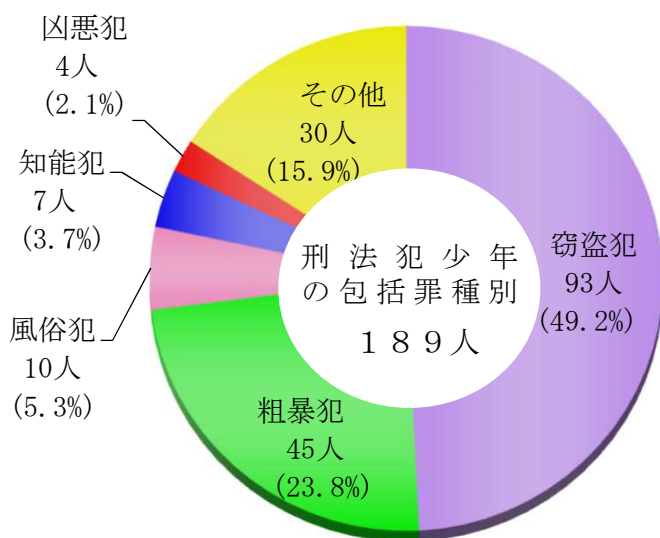
区分		年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
全 国	20歳以上の被疑者(人)		221,573	206,017	202,754	200,434	194,860	188,206	182,605	172,693	165,116	160,223
	犯罪・触法少年(人)		79,393	69,061	60,207	48,680	40,103	35,108	30,458	26,076	22,552	20,399
	犯罪少年(人)		65,448	56,469	48,361	38,921	31,516	26,797	23,489	19,914	17,466	14,818
	触法少年(人)		13,945	12,592	11,846	9,759	8,587	8,311	6,969	6,162	5,086	5,581
	全刑法犯に占める率(%)		26.4	25.1	22.9	19.5	17.1	15.7	14.3	13.1	12.0	11.3
山 口	20歳以上の被疑者(人)		2,451	2,292	2,088	1,918	1,894	1,919	1,890	1,685	1,537	1,446
	犯罪・触法少年(人)		904	751	567	568	370	352	298	276	200	189
	犯罪少年(人)		742	619	454	441	265	256	234	220	157	144
	触法少年(人)		162	132	113	127	105	96	64	56	43	45
	全刑法犯に占める率(%)		26.9	24.7	21.4	22.8	16.3	15.5	13.6	14.1	11.5	11.6



### 3 刑法犯少年（山口県）

#### (1) 包括罪種別検挙・補導状況

刑法犯少年の包括罪種別検挙・補導状況は、窃盗犯が93人（49.2%）で最も多く、次いで、粗暴犯45人（23.8%）、風俗犯10人（5.3%）の順となっています。



刑法犯少年の検挙・補導状況

区分	増減	検挙・補導人員		増減数	増減率
		令和3年	令和2年		
刑法犯少年(人)		189	200	△ 11	△ 5.5
犯罪少年(人)		144	157	△ 13	△ 8.3
触法少年(人)		45	43	2	4.7

包括罪種別検挙・補導状況の推移

区分	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
刑法犯少年(人)	904	751	567	568	370	352	298	276	200	189
凶悪犯(人)	5	13	7	11	6	6	9	2	5	4
粗暴犯(人)	94	104	66	80	53	46	54	50	29	45
窃盗犯(人)	563	469	348	321	212	211	167	148	122	93
知能犯(人)	14	15	6	6	11	11	14	7	3	7
風俗犯(人)	6	2	7	9	6	8	7	9	3	10
その他(人)	222	148	133	141	82	70	47	60	38	30

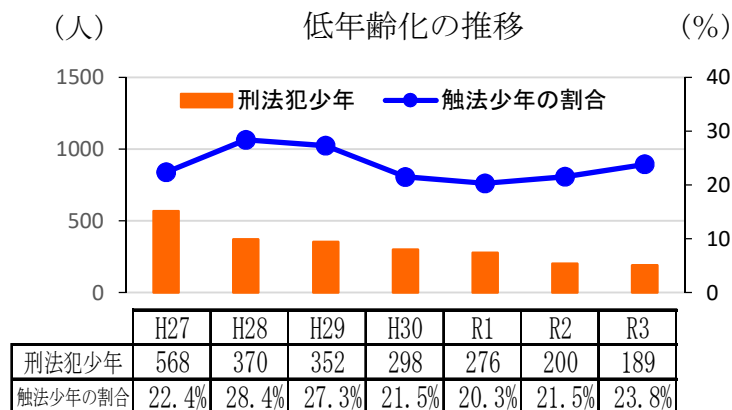
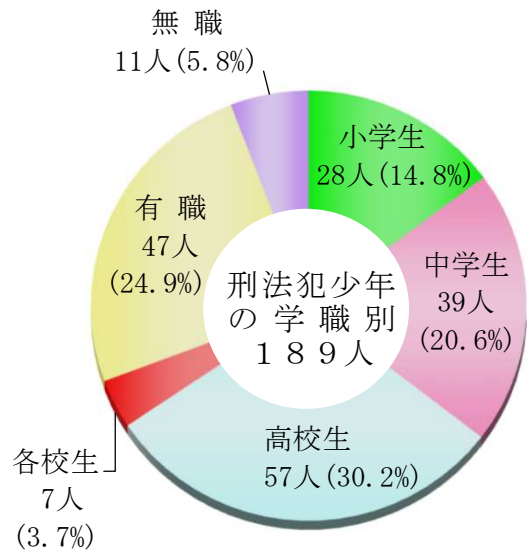
## (2) 学職別検挙・補導状況

○ 学職別の検挙・補導人員は、

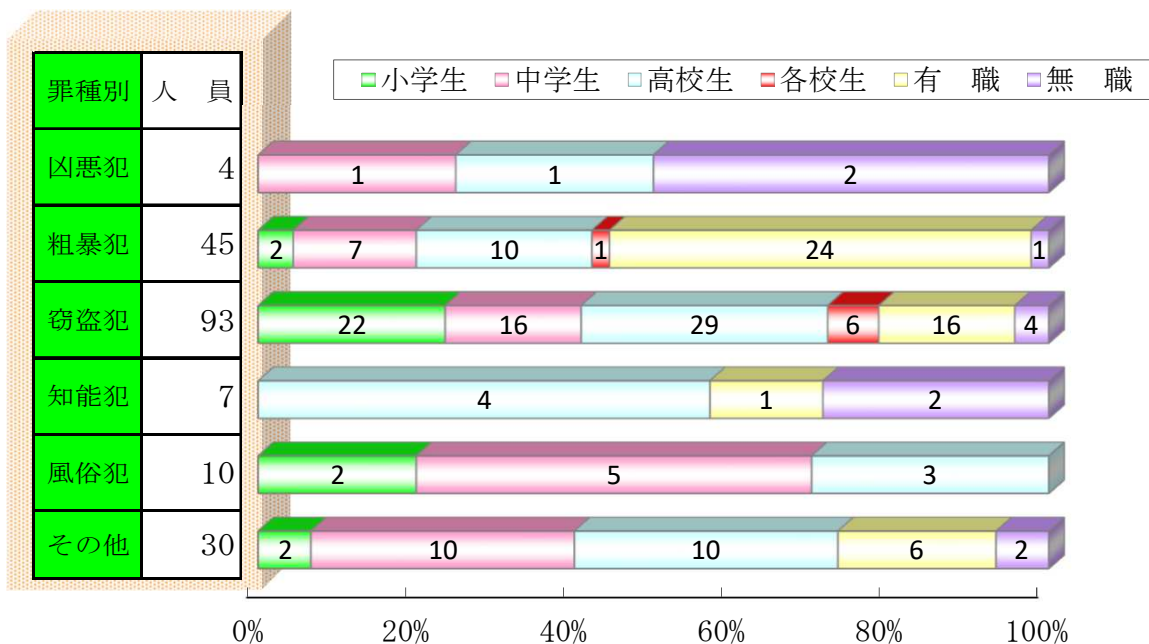
- 小学生 ～ 28人
- 中学生 ～ 39人
- 高校生 ～ 57人
- 各校生 ～ 7人
- 有職少年～ 47人
- 無職少年～ 11人

となっており、高校生が全体の30.2%を占めています。

○ 14歳未満の触法少年が45人で、全体の23.8%（前年比2.3ポイント増）を占めています。



### 刑法犯各罪種の学職別人員

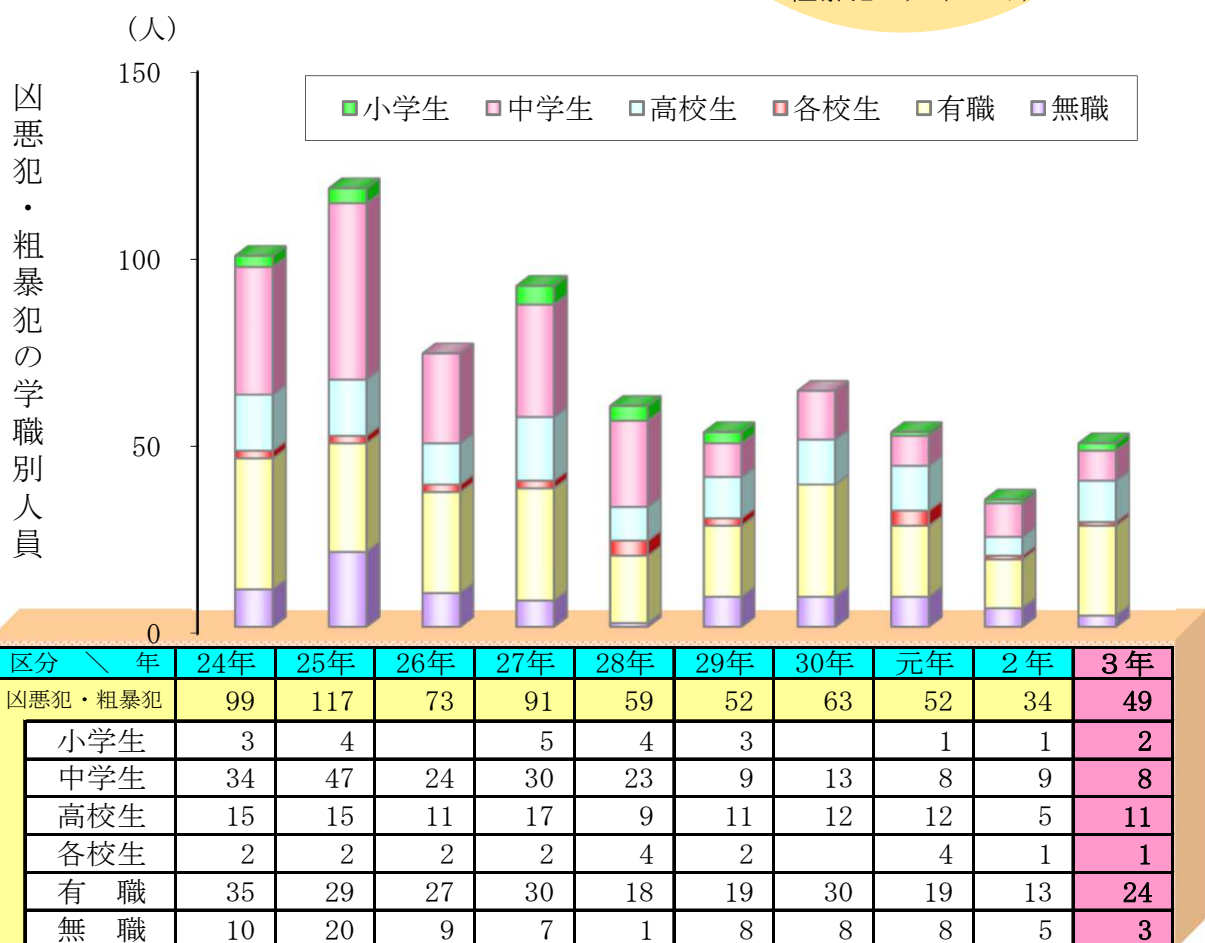
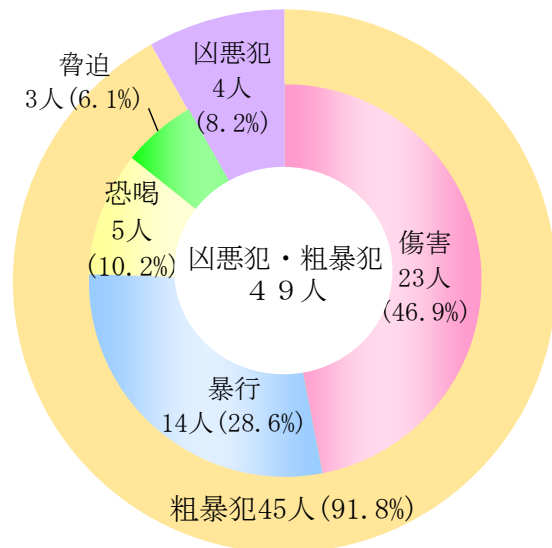




### (3) 凶悪犯・粗暴犯

- 凶悪犯・粗暴犯で検挙・補導した少年は49人で、前年に比べ15人(44.1%)増加しています。
- 凶悪犯・粗暴犯のうち、暴行・傷害が全体の75.5%を占めています。

- 学職別の検挙・補導人員は、  
 小学生 ～ 2人  
 中学生 ～ 8人  
 高校生 ～ 11人  
 各校生 ～ 1人  
 有職少年～ 24人  
 無職少年～ 3人  
 となっています。



#### (4) 窃盗犯

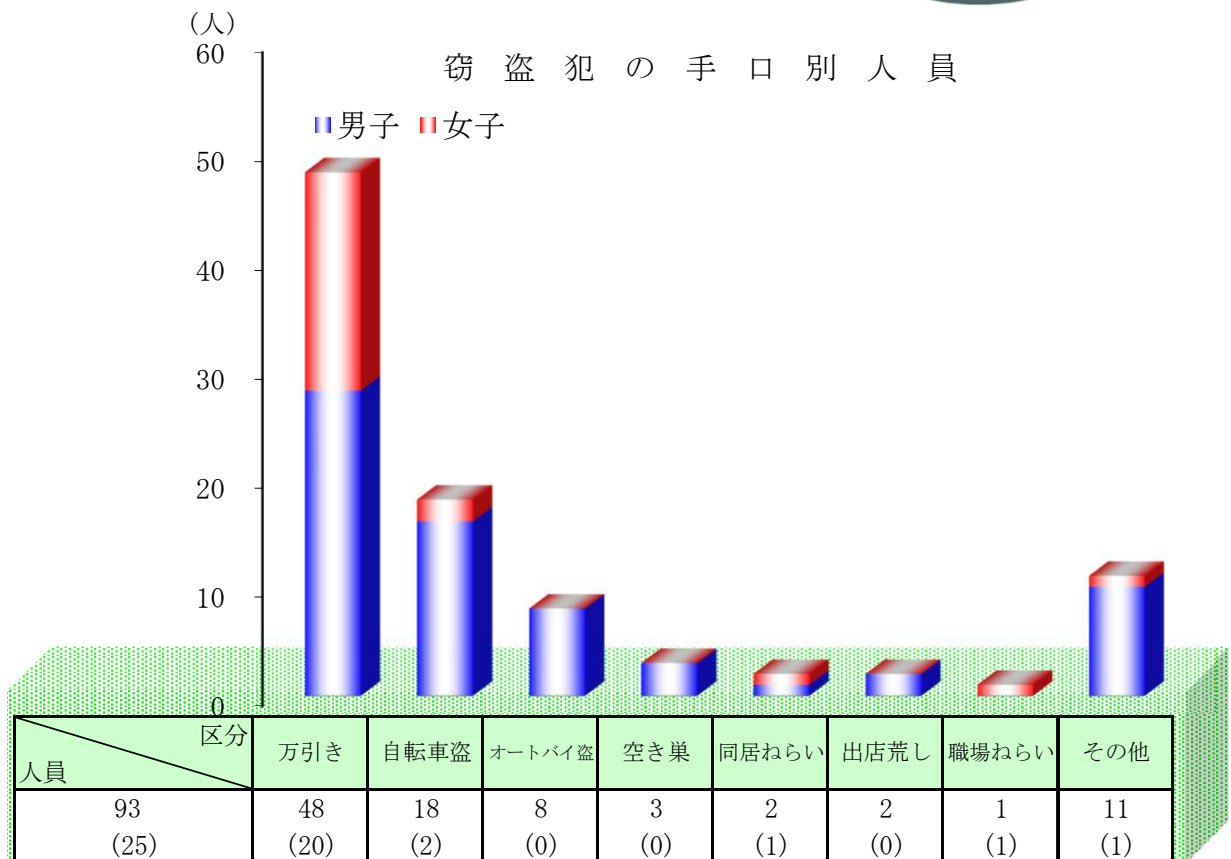
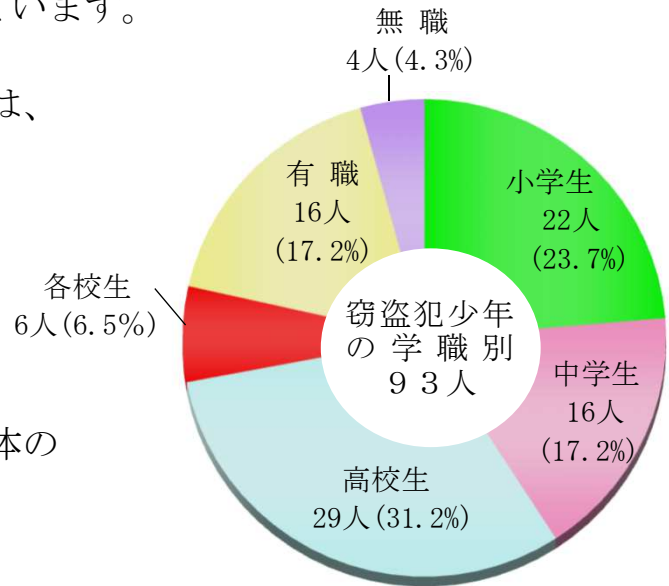
○ 窃盗犯で検挙・補導した少年は93人で、前年に比べ29人(23.8%)減少しています。

○ 窃盗犯の内訳は、万引きが48人で最も多く、全体の51.6%を占め、次いで、自転車盗が18人(19.4%)、オートバイ盗が8人(8.6%)の順となっています。

○ 学職別の検挙・補導人員は、

- 小学生 ～22人
- 中学生 ～16人
- 高校生 ～29人
- 各校生 ～6人
- 有職少年～16人
- 無職少年～4人

となっており、高校生が全体の31.2%を占めています。

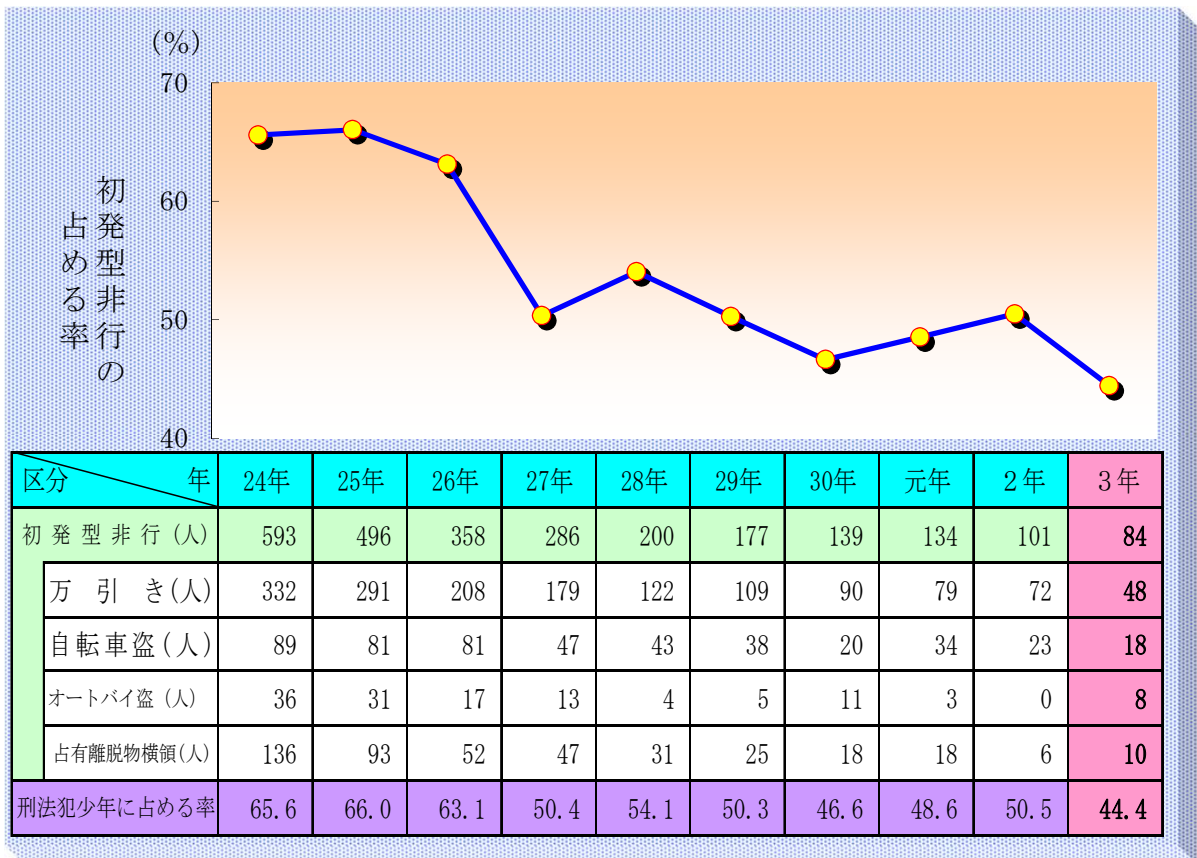
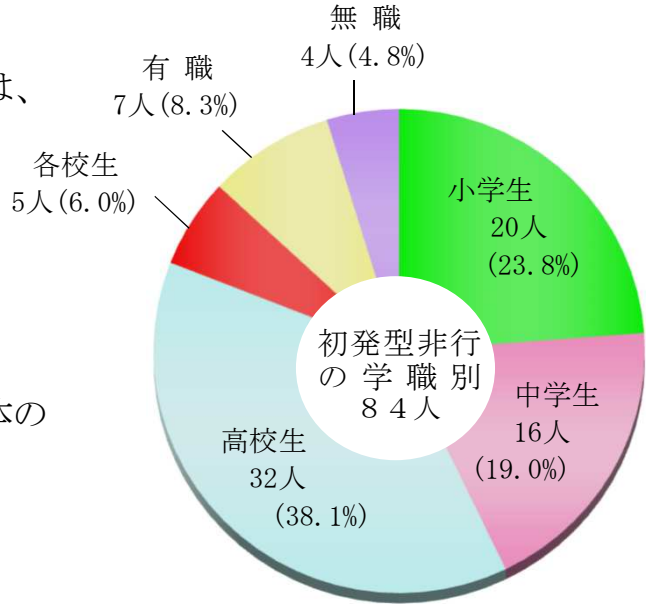


( ) 内は女子で内数

(5) 初発型非行

○ 初発型非行（万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領）は84人（前年比17人：16.8%減）で、刑法犯少年（189人）の44.4%を占めています。

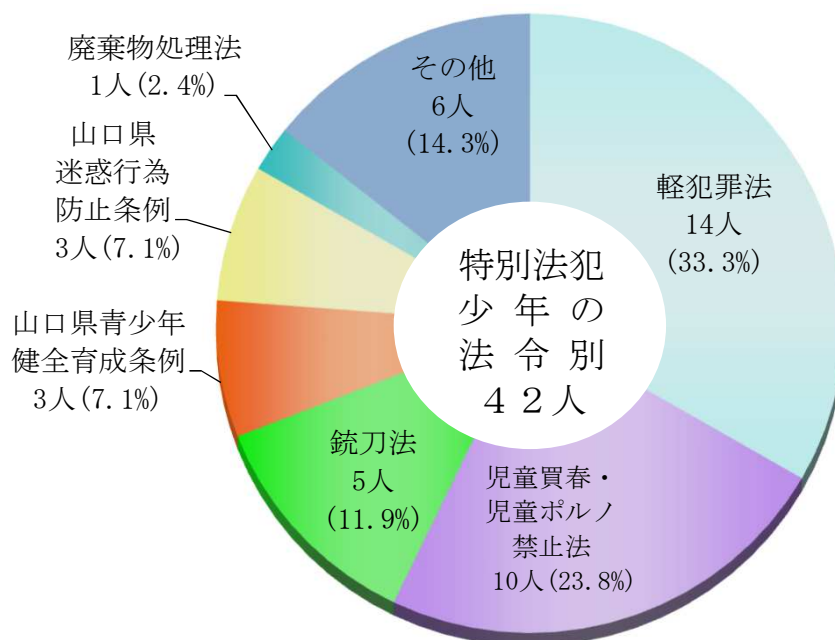
○ 学職別の検挙・補導状況は、  
 小学生 ～20人  
 中校生 ～16人  
 高校生 ～32人  
 各校生 ～5人  
 有職少年～7人  
 無職少年～4人  
 となっており、高校生が全体の38.1%を占めています。



## 4 特別法犯少年（山口県）

### (1) 法令別検挙・補導状況

- 特別法犯少年の法令別検挙・補導状況は、危険物投注等の罪等の軽犯罪法違反が14人（33.3%）で最も多く、次いで、児童買春・児童ポルノ法違反が10人（23.8%）、銃砲刀剣類所持等取締法違反が5人（11.9%）、山口県青少年健全育成条例違反及び山口県迷惑行為防止条例違反が各3人（7.1%）の順となっています。
- 薬物乱用（覚醒剤使用等）は、平成22年以降、毒物及び劇物取締法違反（シンナー乱用）での検挙・補導はなく、昨年は、大麻取締法違反で1人を検挙しています。



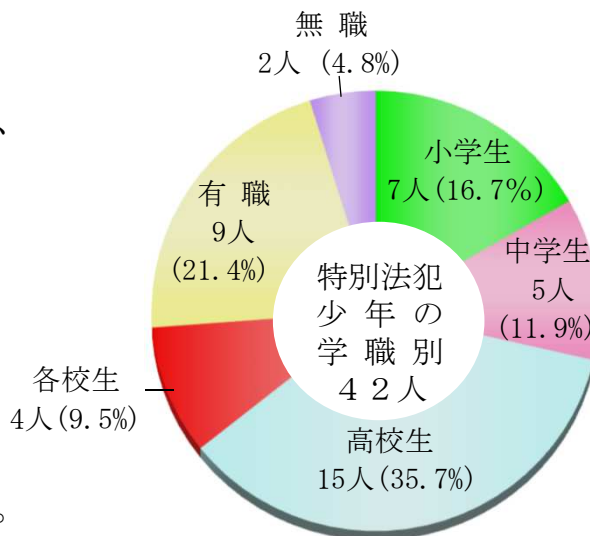
法令別等検挙・補導状況の推移

区分	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
総数（人）	47	88	53	73	59	48	64	70	28	42
軽犯罪法（人）	23	54	38	48	20	12	23	33	7	14
児童買春・児童ポルノ禁止法（人）	3	3	3	11	20	15	24	16	5	10
銃刀法（人）		1	1	2	1	1	1	6		5
山口県迷惑行為防止条例（人）	6	3	4	4	3	5	8	5	4	3
各県青少年健全育成条例（人）		1	2	1	1	3	2	5	4	3
廃棄物処理法（人）	9	10	3	5	8	4	2	3	3	1
薬物乱用（人）	3				1	1		1	1	1
その他（人）	3	16	2	2	5	7	4	1	4	5

(注) 児童買春・児童ポルノ禁止法＝児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律  
銃刀法＝銃砲刀剣類所持等取締法  
廃棄物処理法＝廃棄物の処理及び清掃に関する法律

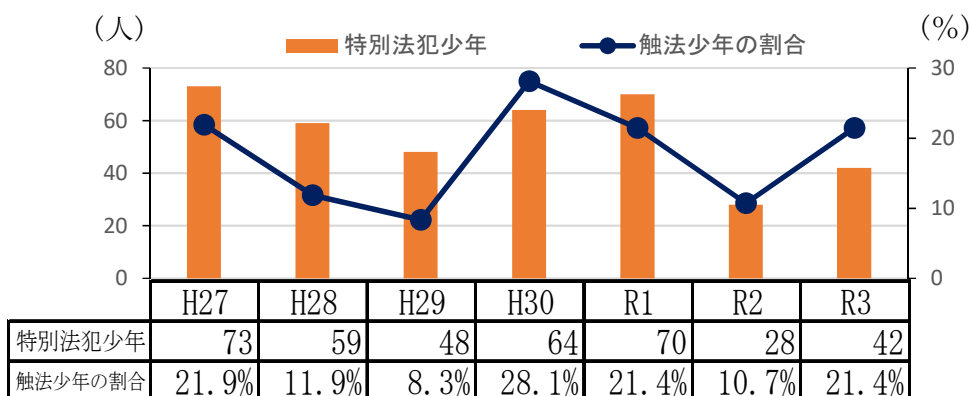
## (2) 学職別検挙・補導状況

- 学職別の検挙・補導状況は、
- 小学生 ～ 7人
  - 中学生 ～ 5人
  - 高校生 ～ 15人
  - 各校生 ～ 4人
  - 有職少年～ 9人
  - 無職少年～ 2人
- となっており、高校生が全体の35.7%を占めています。



- 14歳未満の触法少年が9人で、全体の21.4%（前年比10.7ポイント増）を占めています。

低年齢化の推移



特別法犯少年の年齢別人員

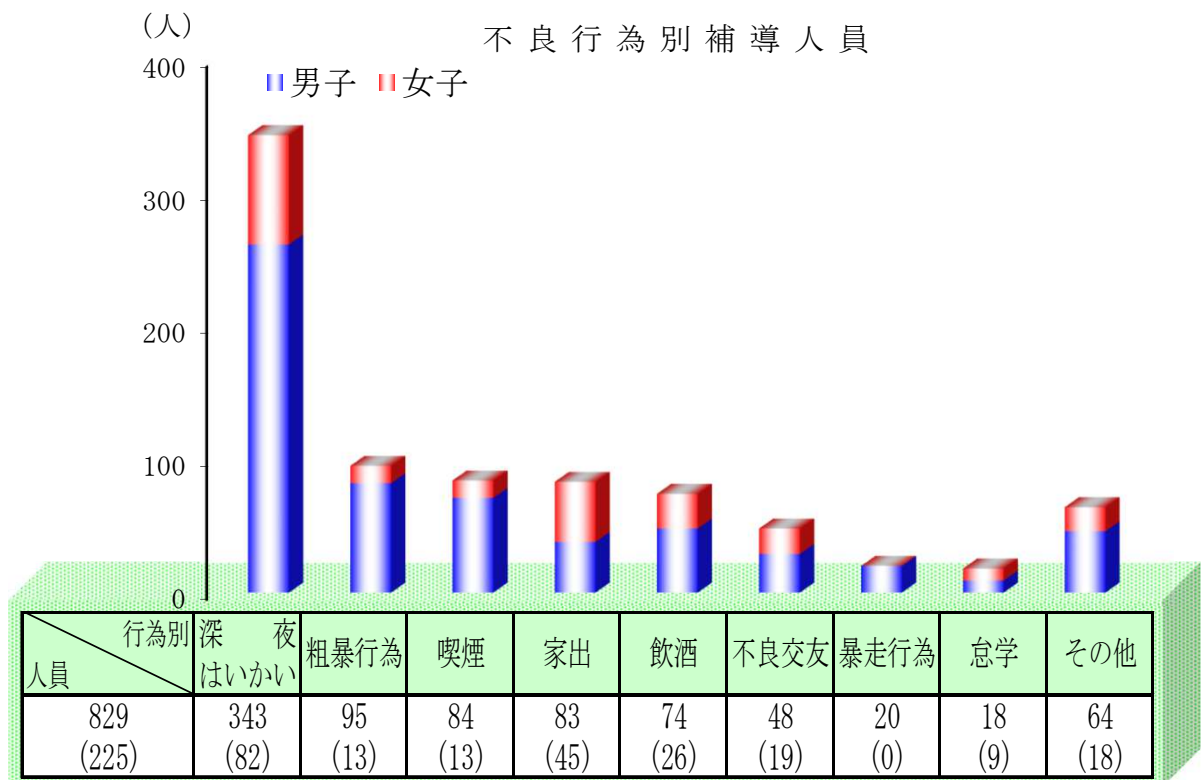
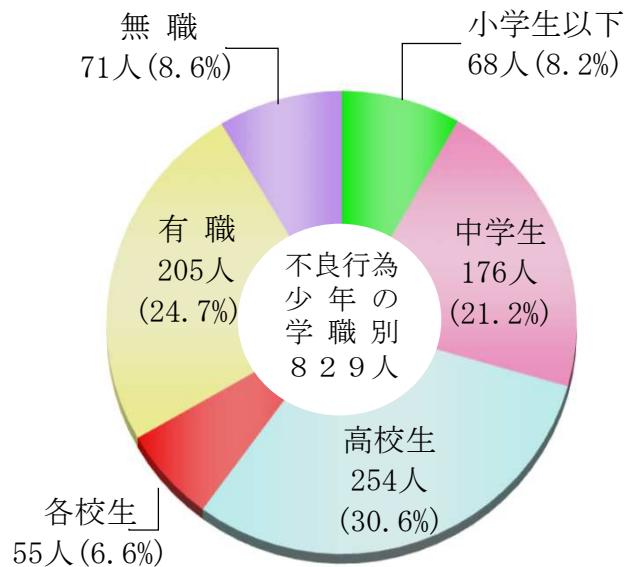


( ) 内は女子で内数

## 5 不良行為少年（山口県）

- 不良行為で補導した少年は829人で、前年に比べ176人（17.5%）減少しています。
- 男女別では、男子が604人、女子が225人で、男子が全体の72.9%を占めています。
- 行為別では、「深夜はいかい」が343人で最も多く、全体の41.4%を占めており、次いで、「粗暴行為」が95人、「喫煙」が84人の順となっています。

- 学職別では、
  - 小学生以下～ 68人
  - 中学生 ～176人
  - 高校生 ～254人
  - 各校生 ～ 55人
  - 有職少年 ～205人
  - 無職少年 ～ 71人
 となっており、高校生が全体の30.6%を占めています。



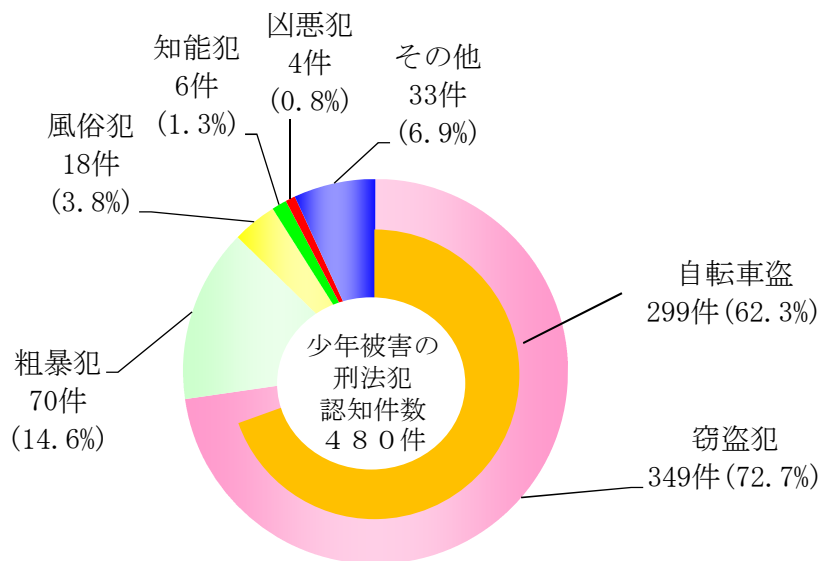
( ) 内は女子で内数



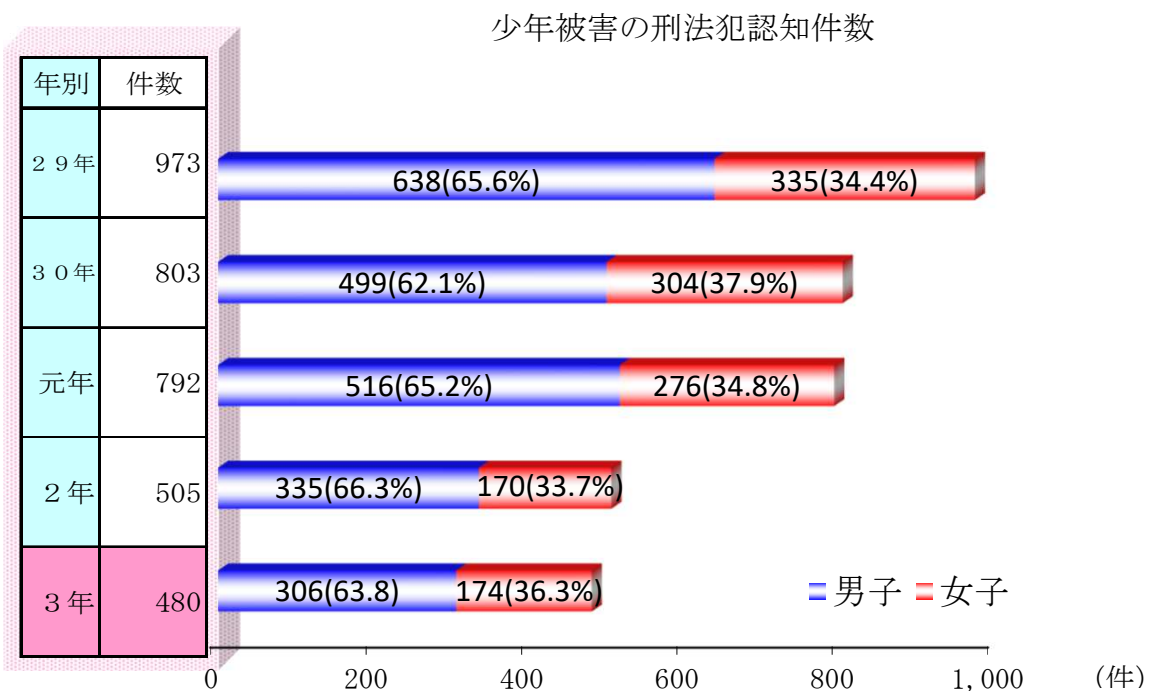
## 6 被害少年（山口県）

### (1) 刑法犯被害少年

- 少年が被害者となった刑法犯の認知件数は480件（前年比25件：5.0%減）で、8年連続して減少しています。
- 包括罪種別では、窃盗犯被害が349件で最も多く、全体の72.7%を占め、次いで、粗暴犯被害70件（14.6%）、風俗犯被害18件（3.8%）の順となっています。
- 窃盗犯被害の内訳については、自転車盗が299件で最も多く、全体の62.3%を占めています。

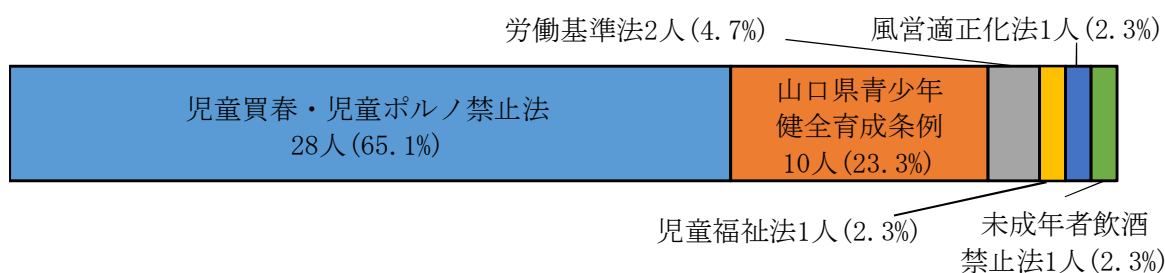


※ 一つの事件で数人の被害者がいる場合は、主たる被害者の罪種に計上

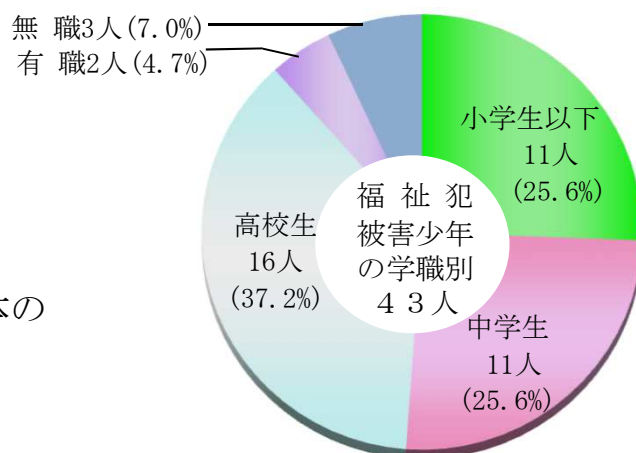


## (2) 福祉犯被害少年

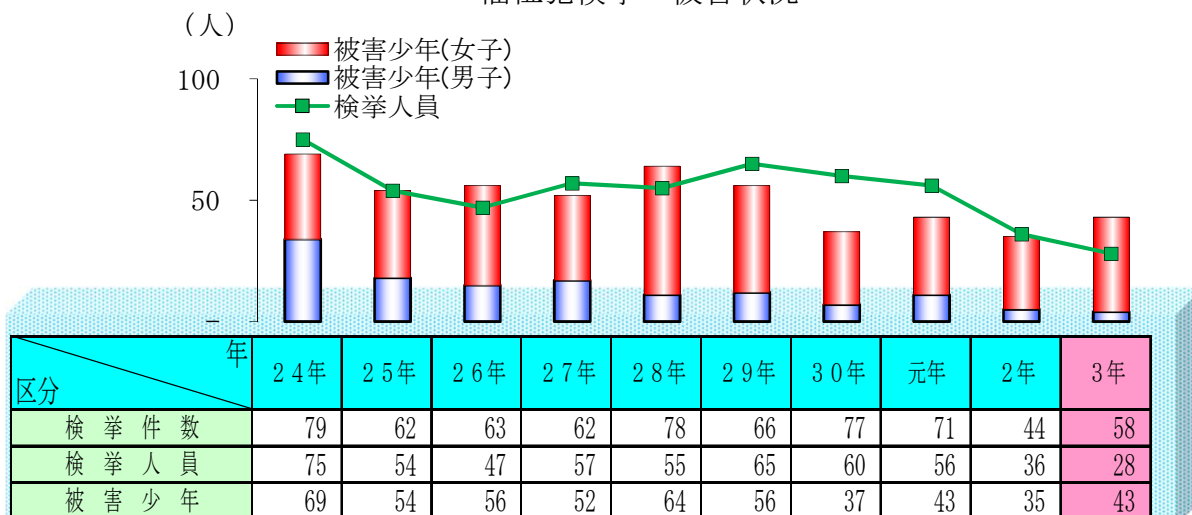
- 児童買春・児童ポルノ禁止法違反、風営適正化法違反など、少年の福祉を害する犯罪による被害少年数は43人（前年比8人：22.9%増）で、2年ぶりに増加に転じました。
- 罪種別では、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の被害者が28人（65.1%）で最も多く、次いで、山口県青少年健全育成条例違反の被害者が10人（23.3%）となっています。



- 学職別では、  
 小学生以下～11人  
 中学生～11人  
 高校生～16人  
 有職少年～2人  
 無職少年～3人  
 となっており、高校生が全体の37.2%を占めています。



福祉犯検挙・被害状況



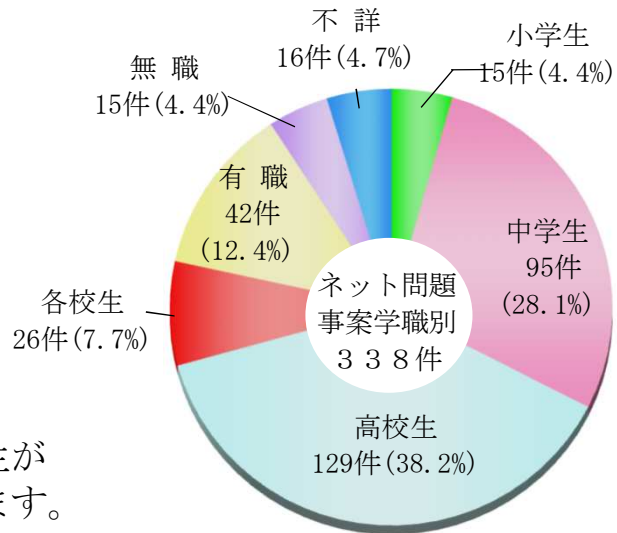
## 7 ネット問題事案の現状

○ 少年のインターネット利用に伴うトラブル事案は338件(前年比15件：4.6%増)で、統計を取り始めた平成21年以降、最多となっています。

○ 学職別では、

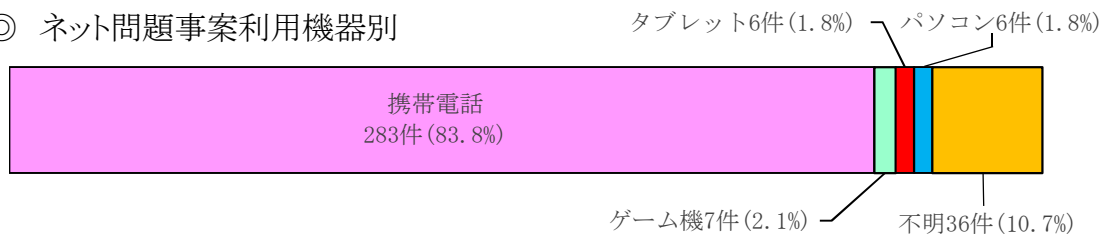
小学生	～	15件
中学生	～	95件
高校生	～	129件
各校生	～	26件
有職少年	～	42件
無職少年	～	15件
不詳	～	16件

となっており、中学生・高校生が全体の66.3%を占めています。

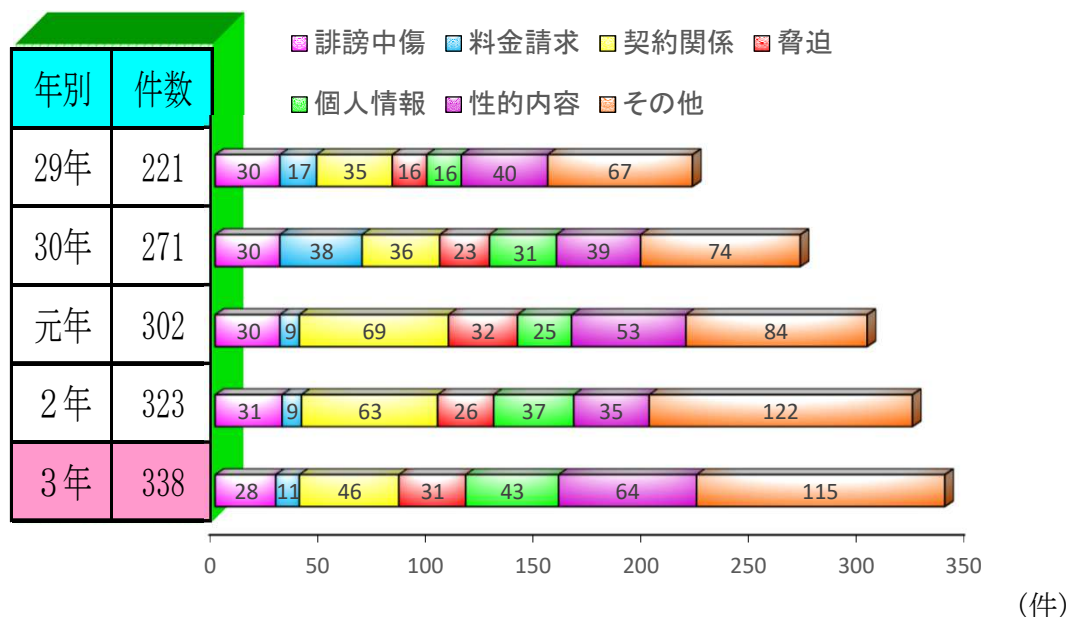


○ このうち、スマートフォンなど携帯電話を利用したトラブルが283件で最も多く、全体の83.8%（前年比10.4ポイント増）を占めています。

◎ ネット問題事案利用機器別

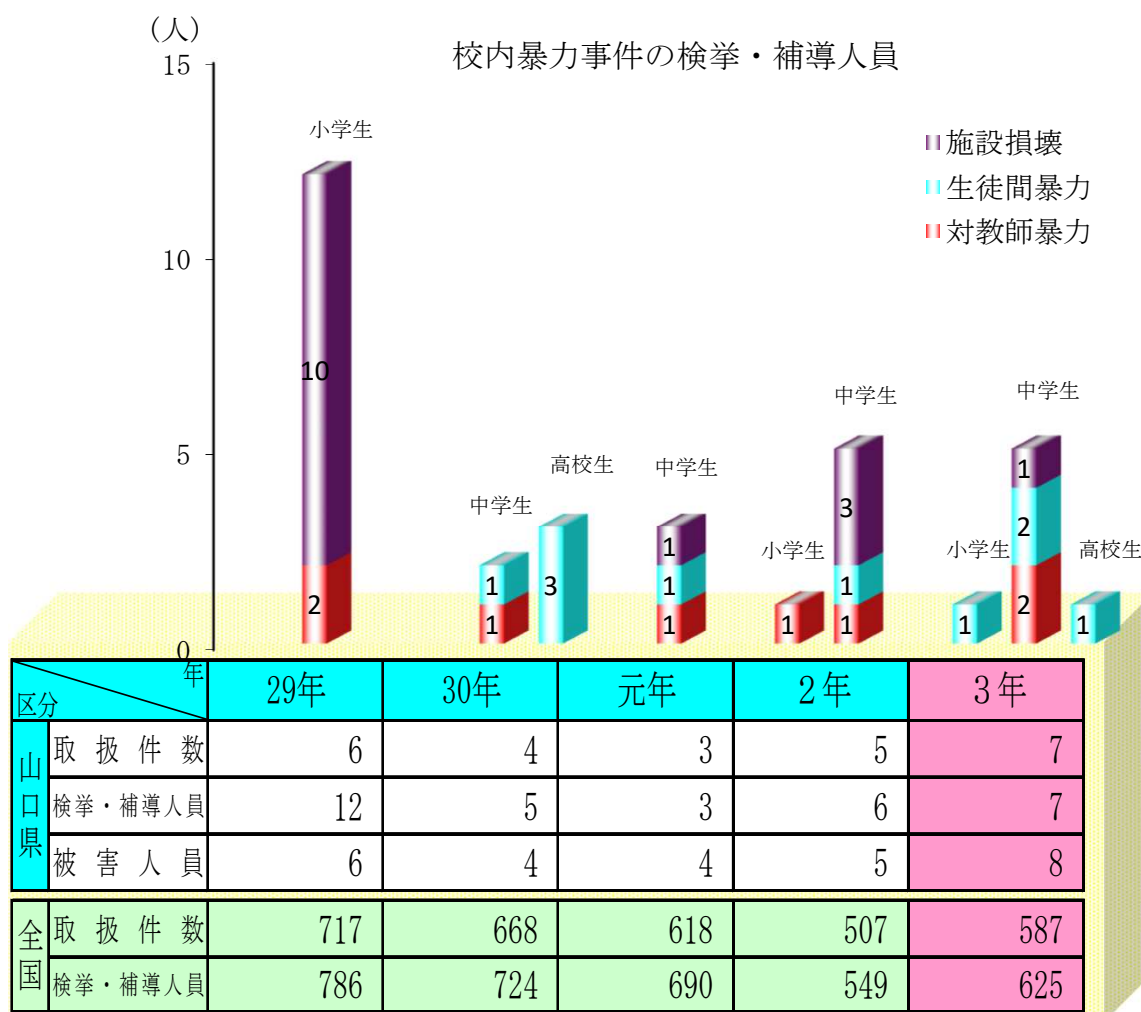


◎ ネット問題事案内容別



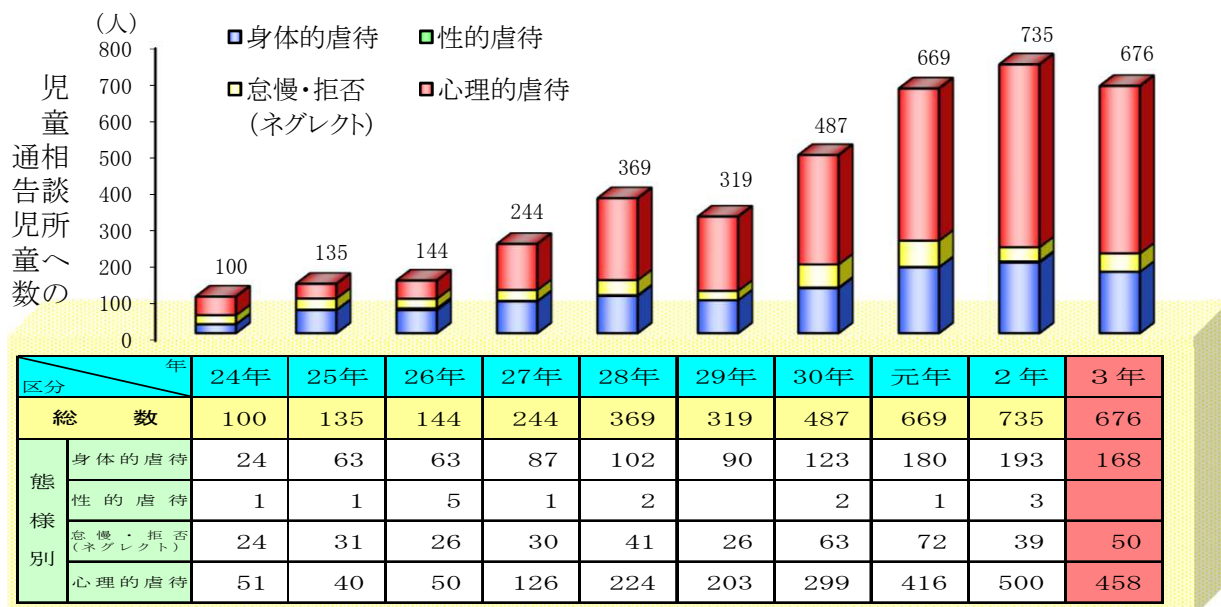
## 8 校内暴力事件の発生状況

- 県警察が取り扱った校内暴力事件は7件（前年比2件：40.0%増）で、検挙・補導人員は7人（前年比1人：16.7%増）となっており、事件数、検挙・補導人員ともに増加しています。
- 検挙・補導人員を種別及び学職別に見ると、
  - 教師に対する暴力 中学生2人
  - 生徒間暴力 小学生1人、中学生2人、高校生1人
  - 施設損壊 中学生1人
 となっています。
- 全国の取扱件数は587件（前年比80件：15.8%増）で、検挙・補導人員は625人（前年比76人：13.8%増）となっています。



## 9 児童虐待事案の推移

県警察が児童虐待事案として児童相談所に通告した被害児童数は676人で、過去最多であった前年に比べ59人（8.0%）減少していますが、依然として高水準で推移しています。



### ～児童虐待の種類～

児童虐待とは、保護者がその監護する児童（18歳未満の者）に対し、次に掲げる4種類の行為をすることをいいます。

☆ **身体的虐待**

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

☆ **性的虐待**

児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること

☆ **怠慢・拒否（ネグレクト）**

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他保護者としての監護を著しく怠ること

☆ **心理的虐待**

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

**児童虐待は、一般的に家庭内等の外部から遮断された場所で行われるため、被害児童の早期発見・保護が極めて困難です！**

**虐待を受けているおそれのある児童を発見したときは、最寄りの警察署や交番、児童相談所などにご連絡ください！**

県内の児童相談所は次の6か所です。

- 中央児童相談所 (083)902-2189
- 岩国児童相談所 (0827)29-1513
- 周南児童相談所 (0834)21-0554
- 宇部児童相談所 (0836)39-7514
- 下関児童相談所 (083)223-3191
- 萩 児童相談所 (0838)22-1150

また、児童相談所虐待対応ダイヤル【電話番号は189をダイヤル】では、24時間お住まいの地域の児童相談所につながります（通話料無料）。



## 10 地域と歩む少年警察ボランティア

### 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進

少年が非行に走る要因の一つとして、自己肯定感や自己有用感の低下が挙げられますが、このことは家庭での手伝いやボランティア活動へ参加するなどして克服することが可能です。

そこで、各地域では、少年警察ボランティアや関係機関・団体が協力して、地域の特色を生かした自然と触れ合う体験活動、駅や公園等の清掃奉仕活動に取り組むなど、少年の非行防止と健全育成を目的とした居場所づくりを行っています。



### 少年を見守る社会気運の醸成



県内では、約800人の少年警察ボランティアの方々が、少年の非行・被害防止のために少年の見守り活動を展開されています。

活動の内容は、街頭補導活動、少年相談活動、被害少年に対する支援活動など多岐にわたっています。

### 少年警察ボランティア

- ☆ **少年相談員**（全警察署）  
街頭補導、少年相談、有害環境浄化活動等
- ☆ **少年指導委員**（全警察署の少年相談員のうち60名が兼務）  
少年の補導、風俗営業経営者に対する助言、広報啓発活動

### 青少年健全育成団体

- **デパート・スーパー等防犯協議会**（16地区）  
万引き等の非行防止や健全育成活動
- **カラオケスタジオ防犯協議会**  
営業所内での犯罪予防、自主規制による健全営業活動等



## 11 Let's チャレンジ！少年セーフティリーダーズ

県警察では、平成16年4月から、学校と連携して非行防止活動や健全育成活動を推進する「少年リーダーズ活動」を展開しています。

令和3年中は、延べ1,174人の中学生、高校生及び大学生が少年セーフティリーダーズとして、万引き防止活動「C・C作戦」（チェック&チェック作戦）や駅等の環境美化活動、広報啓発活動等を68回実施しました。

少年セーフティリーダーズは、同世代の少年の規範意識の高揚及び啓発の推進役を担っています。

※ 令和3年度から、少年リーダーズはサイクル・スクールリーダーと統合して「少年セーフティリーダーズ」に名称を変更しました。

万引き防止活動



自転車安全点検



広報啓発活動



## 12 活躍中！少年安全サポーター

県下全域において、警察官のOBである「少年安全サポーター」10人が、学校や教育委員会、警察署、ボランティアと連携協働して、問題行動のある児童生徒の立ち直りに向けた指導や支援活動をはじめ、防犯教室や非行防止教室での講話など、学校における安全対策、非行防止対策等様々な活動を推進しています。



### 【活動事例】

- 声掛け事案発生時における学校内外のパトロール
- 教室を抜け出すなど、問題行動を起こす児童生徒への指導
- 少年警察ボランティアと連携した少年の居場所づくり活動

## 13 警察署別非行少年検挙・補導状況

(令和3年中)

区分 署別	刑 法 犯 少 年 (人)							特別法犯少年 (人)				
	包 括 罪 種 別						総数	前年	増減	総数	前年	増減
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他						
岩 国	1	4	8	2			15	34	△ 19	1	6	△ 5
柳 井	2	1	7			1	11	12	△ 1	2		2
光					1	1	2	10	△ 8	2	3	△ 1
下 松		1	6		1		8	9	△ 1		1	△ 1
周 南		6	6		1	4	17	21	△ 4	2		2
防 府		7	11			2	20	12	8	6	2	4
山 口	1	7	15	3	1	3	30	20	10	8	2	6
山口南		1	3		1		5	4	1	1		1
宇 部		6	10		1	8	25	30	△ 5	11	5	6
山 陽 小野田			6	1	1	4	12	8	4		2	△ 2
小 串												
美 祢						3	3		3			
長 門			4				4	1	3		1	△ 1
萩		1	1				2	3	△ 1			
下 関		7	10	1	3	3	24	30	△ 6	9	4	5
長 府		4	6			1	11	6	5		2	△ 2
総 数	4	45	93	7	10	30	189	.....	.....	42	.....	.....
前 年	5	29	122	3	3	38	.....	200	.....	.....	28	.....
増 減	△ 1	16	△ 29	4	7	△ 8	.....	.....	△ 11	.....	.....	14

(注) △はマイナスを表す。

## 14 薬物乱用防止活動の推進

県警察では、山口県薬物乱用対策推進本部や関係機関と連携し、県内の学校において「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」を開催しています。

また、開催校からの要請に応じて、各種イベント会場に薬物乱用防止広報車を派遣しています。

同車の派遣要請は、派遣場所を管轄する警察署の生活安全課（係）を通じて行ってください。



## 15 おわりに

非行による少年の検挙・補導人員は、年々、減少傾向にありますが、その一方で、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年の検挙・補導人員は昨年と比べ増加しており、非行の低年齢化が危惧されています。

また、児童・生徒にとってインターネットが当たり前の日常となる中、SNS利用に起因したいじめや各種トラブル事案が増加傾向にあるほか、出し子役又は受け子役としての「うそ電話詐欺」への加担や大麻等の薬物乱用、さらには児童買春や児童ポルノ等の性的な被害など、少年問題は非行防止と被害防止の両面で多くの課題を抱えています。

こうした情勢を踏まえ、県警察では、少年警察ボランティアの方々や学校等の関係機関と緊密に連携し、少年を見守る社会機運を高めるとともに、少年に手を差し伸べる立ち直り支援を始めとした「非行少年を生まない社会づくり」に向けた取組を推進していくこととしています。

今後とも、次代を担う少年の非行や犯罪被害の防止及び健全育成に向けて、県民の皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

令和4年7月  
山口県警察本部 少年課長



編 集 山口県警察本部少年課

発 行 山口県警察本部 TEL (083) 933-0110  
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/police/>

